

平成 29 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 ソネット・メディア・ネットワークス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 石 井 隆 一
(コード番号：6185 東証マザーズ)
問 い 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 中 川 典 宜
TEL. 03-5435-7930

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 9 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を、平成 29 年 6 月 19 日開催予定の第 20 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入の目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に当社の中長期的な企業価値および株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的とし、新たに譲渡制限付株式を割り当てる株式報酬制度を導入するものであります。

2. 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を報酬として、既存の金銭報酬額とは別枠で支給することとなるため、本株主総会において本制度に係る報酬額の設定につき株主の皆さまのご承認を得られることを条件といたします。

なお、平成 28 年 6 月 20 日開催の第 19 期定時株主総会において、当社の監査等委員でない取締役の報酬額は年額 100 百万円以内（うち社外取締役分は、20 百万円以内）とご承認をいただき今日に至っております。本株主総会におきまして、監査等委員でない取締役の本制度に係る報酬額の新設について付議させていただきます予定です。

3. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

対象取締役に対して支給される報酬総額は年額 20 百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年 2 万株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします）。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は 3 年間から 5 年間のうち取締役会が定める期間としております。各取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社監査等委員会の審議を得たうえで、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の 1 株当たりの払込金額は、譲渡制限付株式が発行される各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等が含まれること

以上